

まちづくり支援機能の強化に向けて

まちづくりセンターの設置

平成29年4月より

「まちづくり交流室」と「公民館」の役割の明確化と連携体制の強化を図るため、まちづくり交流室を改編し、「まちづくりセンター」として設置し、地域担当職員を配置するなど、機動力を確保。

○まちづくりセンター 17カ所

○地域担当職員 49名を配置

→ 55名（平成31年（2019年）4月～）

地域担当職員の役割

～めざす地域担当職員像～

- ◆ 営業マン（地域に積極的に出ていく**最前線**の職員）
- ◆ 地域の人たちと信頼関係をつくり、**頼りにされる**存在
- ◆ 地域の人たちと**楽しみながら**、地域活動をサポート
- ◆ 若い職員が**目指すべき存在**

3つの役割 地域担当職員

その1 相談窓口機能

・地域に関する様々な要望・相談等の総合窓口になり、適切な部署につなぐ。

その2 地域情報収集・行政情報発信機能

・地域活動の先進事例や各種補助金等、地域に役立つ行政情報を紹介する。

・地域情報の集約、現状・課題の整理を行う。

その3 地域コミュニティ活動の支援機能

・地域の防災・防犯活動など様々な課題解決に向けた取り組みを支援する。

・地域の行事、イベント活動に協力・支援を行う。